

申請に関する Q&A

Q1: 独立した研究環境とはどのレベルのものでしょうか。

A: いわゆる Principal Investigator (PI)として、他の研究者から干渉を受けずに自分の研究が行える環境です。採択者独自の占有スペースで研究が行える事が理想ですが、受け入れ研究室の研究スペースで研究を行う場合でも、受け入れ研究室とは独立した形で、独自の研究が行える環境が必要です。

Q2: 採択されて本研究所で特任助教以上の職で雇用するとなると教授会での選考が必要となり、そこで承認されないと雇用できないこととなります。万が一雇用できなかった場合などの扱いは、どのようになるのでしょうか。

A: 所属機関で雇用が承認されない場合は、採用取り消しとなります。

Q3: 申請書「6.受入れ機関準備状況」について、記入者はどの職の者が望ましいでしょうか。また採択された場合、必ず記載した通りに雇用する必要はございますか。(職名の変更などは可能かどうかなど) 申請時点で確定できない場合は、身分等について幅を持たせる書き方でも問題ないでしょうか。例) 特任准教授・特任講師・特任助教のいずれか と記載するなど

A: 「6.受入れ機関準備状況」は、例えば大学の場合は、教授等、部局の運営に参画している職の方が記入されるのが望ましいでしょう。採用時の身分等は、教授会での承認等、不確定要素があるので、特任准教授・特任講師などある程度の幅を持たせた書き方でも可能です。ただ、留学経験もあり PI として独立した研究を行うことになっているので、特任助教としての採用は認められません。

Q4: 応募資格ですが現在海外にいないとダメなのか？すでに帰国しては出せないのか？

もし帰国してわりとすぐなら出せるとすると何年前の帰国までよいのか？現在の身分で出せるものと出せないものがあるのか？例えばポスドクや助教なら独立でないから出せるが准教授はだめだとか規定はあるのでしょうか？

A: 帰国支援と独立支援が本プロジェクトの最大の目的です。既に帰国している場合は、対象外となります。

Q5: 海外在籍者が今回応募して採用されたとして、帰国の時期は海外での研究上都合の良い時期を自分で選択してよいのか？例えば来年 12 月でもよいのか？原則 4 月なのか？遅れる場合は辞退となるのか？

A: 対象年度内で帰国時期を選択できます。採用決定後、当初の予定から遅れる場合には手続きが必要です。

Q6: 応募時に帰国先は暫定的に決めておいて採用が決まってから変更はありうるのか？

A: 受け入れ研究機関、受け入れ研究者とは緊密に連絡を取り、十分な合意の上で、応募して下さい。取りあえず、受け入れ研究機関、受け入れ研究者の名前を借りて応募する事は好ましくありません。しかし、受け入れ機関での雇用については、教授会での承認等、不確定要素があるので、万が一の場合は受け入れ機関の変更は可能です。その場合でも、新たな受け入れ先での研究環境が当初の申請書のそれを下回る場合は、採択取り消しになる可能性があります。

Q7:採用されてから常勤職に就いたら辞退となるのか？常勤職で帰国して研究費としては受け取れないのか？

A:常勤職への採用や、他研究機関・大学への移籍の可能性が出てきた時点で、速やかに学会事務局に連絡を取り、採用辞退の手続きをとって下さい。なお、支援費は着任から最長3年を限度として、「奨学寄附金」(委任経理金に準ずる)として総額年間1,500万円を雇用月から毎年前期・後期と2回に分けて支給します。本プロジェクトの目的の一つは独立支援ですので、既に常勤教員として採用が決まっている研究者は対象外です。

Q8:科研費等の外部資金の応募や獲得は可能なのでしょうか？ その場合のエフォートは？

A:可能です。本事業の目的は自立支援ですので、国の科研費や財団等の研究助成金等は積極的に応募して下さい。必ず、受け入れ研究機関の外部資金受け入れルールに従って受領し、その場合のエフォートは、外部資金と本プロジェクトの規模の比率に従って振り分けて下さい。

Q9:大学での講義等の教育や附属病院での診療は可能でしょうか？

A:本事業の採択者は、原則として研究に専念して頂く事になります。受け入れ機関から教育或は診療の要請があった場合、或は教育、診療を行う必要が生じた場合は、その都度学会事務局に問い合わせして下さい。